

意見回答書

2024年11月7日

国立研究開発法人理化学研究所
横浜事業所
契約担当役
研究支援部長 大庭 直彦
(公印省略)

件名:理化学研究所横浜地区で使用するガス

No	対象箇所	意見	回答
1	7.計量及び検針 (3) なお、負荷測定器の故障等受注者または一般ガス導管事業者の都合により検針値が確定出来ない場合の精算額確定にあたっては、当該月の販売用負荷計の検針値は用いないものとする。	検針値が確定できない場合は、発注者、受注者、一般ガス導管事業者の協議により算定するものとする旨を追記いただくようお願いします。	追記いたします。